

平成31年度7月定例委員会

○ 日時：令和元年7月26日(金) 9:00～(議事)

○ 場所：地域活力センター 1階 会議室1

会長

梅雨明け天気が晴れました。この中うっとうしい日が続いており日照時間が不足して各農作物に影響を与えるのではないかなとちょっと心配しているところですけども、ようやく太陽も顔をだしたもので、農作物に今後いい影響がでてくるかなと思い、これからは非常に暑い日が続くかなと心配ばかりですが、そしたら7月の定例議会を始めさせていただきたいと思いますが、議案1件が提出されています。さっそく議案の方に入らせていただきます。第1号議案非農地証明願いについて議題にしたいと思いますので、事務局の方から説明をお願いします。

事務局

はい、議案第1号の非農地証明願いについて説明させていただきます。今回願いが出ているのは●●さんでして、●●番地の方です。対象農地については隣接の●●というところですよ。5ページに航空写真を載せらせていただいておりますが、ちょっと形がいびつな部分になってはいるんですが、ここに始末書とありますけれどもこちらの方にちょっと説明があるように440号の改良の際に●●さんが工事用のプレハブを当時平成9年に建築をされまして、その後そのプレハブ小屋がそのまま残っているような状況と下の方に小屋とかもちょっと建っているような状況、私道も含む状況になっております。9ページの方に写真を載せさせてもらっていますが、さきほどの図面の方の上の方の北側のほうの部分がこのプレハブの状態です。次のページ10ページの方はそのL字になっている土地の角の部分から北向きに見たような状況です。10ページの下線がもうちょっと下まで行って私道の部分まで入ってきております。10ページの方がLの角の内側から見たような状況で、左側に小屋が建っていて右側に一応ハウスがあるんですけども、ここも倉庫のような状況になっております。角の一部に11ページの上の方なんですけどもちょっと角の方で野菜を育てているようなスペースはあったんですが、分筆をさせてそれぞれで非農地証明願いをださせるような案件ではないのかなというふうに現地では判断したところでございます。用件的なことを言えば当時建設してから20年以上の経過をしております。人工物の建築による非農地証明願いということの判断をいただけたらなというところですよ。一応現地には森田委員と川上推進委員さんの方にはいただきました。なにかご意見ありましたらお願いします。

森田委員	ないです。
会長	事務局の方から説明がありました。 みなさんからご意見質問等がありましたらよろしくおねがいします。
委員	ちょっといいですか2ページの理由のところですけども事務所として借地横にコンマをいれその後そのまま放置をしでもかまなかと思います。
高橋委員	このハウスはなにかしている？
事務局	いや何もしてないです。倉庫みたいになってます。申し添えますが、●●さん自身はこの非農地証明願いもあったんですが、以前からご相談案件としてお墓の建築っていうのも将来的に考えていまして、別の土地でお墓を建てたいということの話は実は合ったのですが、農振農用地にかかっているということでそこではお墓は建てられませんよっていう話をしたところこの非農地でお墓っていうのも将来は検討されているっていうことは言われてました。
会長	他に何かないですか？ないようでしたら非農地証明願いということがかまいませんか。以上で議案の方の審議は終わります。そしたらその他について。
事務局	事務局の方から伝達事項として3件ほどありまして、ちょっと手元に資料がない分なんですけども、重要案件になりそうなので先に事前にお話をさせてもらいたいと思ひまして。昨日行政書士さんの●●さん須崎のほうから連絡がありまして、●●の●●さんの土地の案件で、ちょっと今朝写真を撮りに行こうと思ったのですが、ちょっと昨日の今日だったので間に合わなかったのですが、●●さんが家を建てたいということで敷地造成を着手している状況になっております。半年ほど前から私の方には相談がありまして、●●さんの方からは3年くらい前から相談があった案件らしいです。もともと中山間に入っている農振農用地、農地であって、そこに住宅が建っているというような状況でした。それも何十年も昔に建てた古い家屋で人も住んでいる状況。どうもそこを取り壊して新築にしたいという話があったので、分筆をして非農地証明願いによって対応するのがいいよという話はさせていただいたんですけども、昨日の段階で行政書士さんが関わってもう敷地造成が終わって建築着手をしたい状況のなかで土地が農地になっているので担保が取れなくてローンがくめないというようなところまでいって行政書士さんにどうも駆け込んだみたいなんで、現時点で非農地証明願いは出せないということは行政書士さんには言ってます。通常案件でいくと5条になると思いますので、●●さんの名前で家を建てるわけではないので●●さんの名前で家を建てるということになると思うので、ローンの関係とかで急いでくれということでちょっとトラブルになりそうかなというのがあったので、事前

に担当地区とかに相談案件とかがくる可能性はありますので。自分の方としては相談案件として相談もはさせていただいている中で対応もしていますので、農業委員会としての落ち度はないかと思います。が。ちょっと困ったというか、違法案件にたいして困ったといわれてもこちらとしても対応しきれないところが正直ありますので、住民からの声が出てくる可能性はあるのかなと。もう後には引けんような状況じゃないかなと思うので。敷地造成もしてけっこうお金も入れているような状況やと思いますので。ただ、厳重に対応はしたいと思っています。いろいろ細かいところを妥協したりはせずに行政書士さんも入っていますので、対応したいなと思って、一応みなさんにご伝達をしておこうと思ひまして、朝一の案件とさせていただいています。私も昨日今日の話で詳しく調べ切れてないんですけども、非農地証明願、農振農用地にかかっていると完全にアウトになるので●●の案件に近いような状況になる可能性はあるのかなと。

と、その同じ1つの●●さんとは違う案件でもう1件同じような案件がありまして。これも事務処理を今後着々と進めていく予定にはしているんですけども、上本村の●●さんのお家の案件で、土地は●●さんの土地なんですけども、若者定住住宅という町単独の事業で平成16年に町営住宅の土地を構えれば町が建設して、月額の家賃で入居できるっていう制度を実施して10何年後に払い下げも可能やっていう分の建物がありまして。その建物が農振農用地の上に建っているということが現在把握されています。今回この件につきましては●●さんの方が●●さんにもともと借地で建てていいよっていう許可をだして、許可の紙を町に提出して町はそれを見て確認したうえで、町営住宅をそこに建てたという案件の中で●●さんが●●さんにそろそろ譲りたいというご相談があつて、さあ譲ろうかと話になったら農地やった分筆できてないという話で相談に来られて、調べていくと農振農用地で周囲というか同じ番地内は中山間にはいっていて現行お金をもらって言うという状況で、ちょっと総務課に確認をとって現行は分筆作業をしてその分筆をわけてとかいうことを考えているんですけどもそれはもう町の方で執行して、測量等は一応まあ役場の方で責任をもって費用のかかる一部を面倒見てくれということで農業委員会の方として、一応町の方に依頼してするようにしています。ただたぶん2.3年かかる案件になると思いますので、●●さんもある意味農地に建てていいかどうか知らないまま建ててしまった。申請をしてしまった。町も●●さんがこの番地に家を建てていいかよろしいかっていうのを受理していますので。町も受理した段階で農地という確認をとってなかった。●●さんも自分の農地を他人に貸すことに関して別に農地法に引っかかるということを考えてなかったようなので。最終的に町も判断も悪

	と思うのですが、みんなが悪かったということ一応共通認識で●●さんとは話してるんですけども、違法転用を許可したのは町で、町が建物を建てますので。今も町の建物にはなってますので、その辺もいろいろ今後引っ張りそうな案件としてその2件が出てきていますので、みなさんご承知おきをとという話です。いろいろ対応、現地越知面と東区となりますので、現地でいろいろありましたら。
委員	農振からはずすとなるとどれくらいかかりますか？
事務局	いつでしたか4月でしたか、町有地の●●の分、●●の分とかでも同じような案件が実際ありましたので注意して、正しく直していくようにしていきたいと思います。 すみませんよろしいでしょうか。何か質問とかありましたら。
会長	●●さんとかよね、そこちょっと問題じゃない？
事務局	昨日僕も出ている中で●●さんと行政書士さんが来られていて、僕がいなかったので直接話が聞けなかったもので、後で●●行政書士さんに電話して確認したら、非農地証明願い出せますよね。みたいな感じで言われたので、いやだせませんよ。事前に●●さんの方には話をしてこういう風にしてくださいと指示指導していますので、それを無視して執行してローンが組めないから今泣きつかれてこられてもお困り案件ではないので、違反をして困っているという話になってしまうのでそこはこちらとしても着々とやることでやるしかない。
会長	その相談があったのは手続き的にこうせないかんよっていうたのはいつごろ？
事務局	相談記録をつけてなかったんですけども、向こうの方も2月頃に相談しに来たということで話はいただいていたので、うちの職員の方に同級生とかもいて、●●さんの方、●●さんの方からも職員に相談があって、僕もそのまま職員から相談をうけて、●●さんに直接●●さんとは別に話をして●●さんのほうにも説明はしてます。今家が建っているからいいでしょっていう話をされたので、いやだめですよっていう話はして。手続きをふんだらできんことじゃないので、ただ大きい筆なのでそこを全部非農地証明願いっていうのは無理なので、分筆はかけないといけないよって。家の大きさとか決まったら分筆した方がいいき、それが1番簡単で早いやりかたじゃないかな。現実的に30年以上も建物が建っている状況なので。っていうことは説明させてもらいました。現状の中で言うと、どこまでも5条申請にしかならないので。県まであげるしかないのかな。●●さんの名前でその家を建てるということはまずありえないので。もともとそこも今話しながら思い出したんですけども、●●さんの名前になっていたはずなんですよ。名義事態が。その

	話も一緒にさせてもらいました。相続ができないと最終的にローンが組めないようになりますよ。●●さんの方が。そんなこともあるので、少なくとも●●さんに相続するようにしていた方がいいでという話もしています。非農地証明願いについては分筆なので願人でですけど、最終的に自分のためには相続した方がいいよっていうとことの話まではしてますので。で、多分昨日行政書士さんと話した中ではローン手続きの段階で引っかかったようで。で、多分急に来られたっていうところかなっていうところですよ。一応来週の火曜日の 10 : 30 に一応面談するように向こうとの時間調整をしていますので、そこでもう一度。
会長	今は建物はないっちゃうことか。
事務局	電話で聞いた限りでは吊あげて移動させたようです。大きい建物ではなかったようなので。完全に、どれくらい前かな？1 ヶ月くらい前にコンクリで法うってきれいになんかどうもなっているように、ちょっと中学校等くらいから見たときに見えたので、あら？っとちょっと思ったんです。その時に。何か別の手続きかなんかしたのかな？ってくらいにしかちょっと思ってなかったんですけども、そこまで僕もそこを深く突っ込んではいかんかったですけども。
委員	それ許可できるようになるとしたらどれくらいかかる？
事務局	多分 5 条申請で建物の設計がどこまで煮詰まっているかっていうのがあれば、5 条で申請して来月の農業委員会にかけて、次に県に申請して許可なので 2 ヶ月くらいはかかると思います。ただ農振農用地の問題とかあと、林政の方で若者定住住宅の補助金とかもあるんですけど、本人は使いたいっていうご相談はありましたけれど、まだ申請がでてきてないということはまだ設計ができてない可能性があるんで。とりあえず土地だけ先やっちゃったということがあるとするなら。設計を考えて多分見積もりが多分でていて、そのローンを組もうという段階やったら、ちょっとここの辺が設計がきれいにできてないと手続きにもっと時間がかかると思います。一応県の 5 条申請は排水管関係も全部示さないといけないので、浄化槽とか下水とかその辺のどこまでちゃんと上物だけじゃなくて、そういったものも全部そろえてからまずは梶原の農業委員会にだしてもらってっていうところになるとちょっと 3、4 ヶ月くらいはかかるかな。
会長	相続は？
事務局	相続はまだよう確認してないです。ただ、昨日●●行政書士さんと電話した時には相続の話もご存じだったので、それは終わっているのかな、●●さん相続の話しかうけてなかったんじゃないのかな？その段階で多分これどうしようっていう話になったのかな？というのは予測されていますけれども。

	ちょっと●●さんに聞くと昔中山間やったような気がするというのは言われていたんですけども、当時は確か相談した時には農振農用地には入ってなかったな、良かった良かったという記憶がちょっとある。農振やとたぶん半年以上今受付してませんので、次の受付が今告示中ですので。9月くらいからの受付開始で次の提出12月くらいに検討していますので、それくらいまでは●●さんだけの案件だけで県に提出してしまうと、他今お墓の案件とかご相談何件かありますので、その方を後回しにするとその方々がまたあと半年後回しになってしまうのでそういうことはできませんので。 農振農用地にかかっていると完全にあと半年くらいはかかる。半年では終わらないかもしれない、半年後から5条申請っていうことに。ちょっと非農地証明はどう考えても今の現行ではうちの農業委員会の判はどうしても押せないんじゃないかなと。
会長	先に登記するときにはここはもう墓地じゃないで転用するもので登記すれば早かったがよね。
事務局	そうですね。宅地の面積だけ区切って分筆かけてそこだけ非農地証明願いつて家のある状態でだしてもらっちゃったら、うちとしてはそこだけ非農地証明願いなので宅地に変えてもらえればあとは多分すんなり行けたと。
高橋委員	全部農振にはいっちゅうが？
事務局	いや、農振の方はまだ確認はちょっとようしてない。
高橋委員	そこで話は変わってくるよ。
事務局	そうですね。農振やと完全に話がもう。さっきの●●さんの件は農振なので分筆かけて、張替の時期かもしくは除外をさきして分筆をかけた分だけ非農地証明願いみたいななんかをすとかちょっとその辺を。ちょっと昨日郡の協議会の時に県の農業会議の事務局長と話もして、農振地域について非農地証明願いは出せないのかっていうのは法律的には出せるそうです。ただ、だしても農振地域にはいっているんで結局除外しないとほかに使い道がない。農振地域の宅地っていう話になるので家は建てられない。ちょっとそういう法律的な穴はあるんですけども結局意味がないので。なかなか。家があったのは間違いないんですけど。今もうきれいになっている。これは僕の予測ですけど家の面積決めろって言うと敷地造成せんと、家の面積決めれんみたいなところがあって、後先になったのかもしれないですけど。
森田委員	石積みやってましたよね。前に行ったときに。 その時は畑はつついてはなかったけど、あそこをこうしたいというのは言っていました。役場の方には話はしちゅう。そこら辺でたぶんやっていいと本人は思っていたようで。
事務局	敷地造成していいっていうのは絶対にいいませんので。町産材のほうも基本

	的にだめという話はしていますので。敷地造成も含めた一応執行なので。それはだめですし、当然農地のほうについては家を建てれんっていう。許可もでてないのに敷地造成なんて基本的にアウト。
森田委員	建っちゃったところは農地？
事務局	農地。農地に建っちゃった。5条許可がもうおりちゅうとかいう話ならともかく、それはないので。絶対そういう説明はしてないです。 一昨年までは一応記録簿つけてたんですけど、今は正直なかなかようつけてないのか現実です。自分の方も農業委員会の案件農地の転用案件については完全に予約制にしていますので、いきなり飛び込みで来られてもすみません。今は話できませんって断っています。そうせんとだいたい1時間以上の話になるので、事前にお申込みいただくか、もう今この場で次のご相談の日程を決めましょうと。その時あいていればご相談のりますけども、外へ出るとかこれから人に会うとか多々あるので、そういうふうにはさせてもらっています。一応名刺とかもその時にできるだけ配って誰と話したかわからんようにならんようにはこっちも正体はちゃんとお伝えして。対応はするようにしています。いないときもだいたい予約をとってもらって連絡してやってもらうようにしています。こういった聞きかじりみたいなことが起きてしまいがちなので、●●さんの案件もそういうことになってしまっているんじゃないかなと感じています。 で、話が一転してかわるんですけども、前回の農業委員会の際に会長からワインのぶどうの話を。すみません、実はあれは私の方が担当でまわしていますので、事前に農業委員会にもお伝えしておけばよかったなというところもありまして、簡単ではございますが、先日議会の議員さんに説明させていただいた資料で現状の状況をちょっとお伝えできたらなと思っています。 ことの起こりは一昨年、井上ワイナリーの方からぶどうについての栽培をという企業さんからの話がありまして、それは半年以上町の方で検討させてもらって、どうしようかっていう話もありつつ、一昨年の当初予算の方に一応ぶどうの栽培について町直営でまずは品種であつたりとかを選定するのを一年やってみないかというのを町長がぶどうっていうのにちょっと夢をのせたいといわれまして、取組を本年はしております。現実的に今年一部定植出来たかなというところぐらいでして、今ワイナリーさんと品種等を検討して圃場は2か所くらい今候補地がありまして、住吉と仲久保の方なんですけど。ちょっと仲久保のほうは現実的に難しいなっていうふうにいまなっています。獣害とか、地域の環境とかっていうところですね。住吉の方の、TV塔のところに圃場を1つ作ってみようかということなので今なっています。今年は品種と試めしに気候にあうかの部分の選定をして、一部定植をしたい。で、

その後の事業の実施については今のところ畜産公社の方で農業部門をつくって農業公社化将来的にはしてやっていきたいと。ただここについてはぶどうを栽培してワインにするっていう工程を一大事業にするっていう気はあまりなくて、遊休農地のゆずのかわりの部分ですね。果汁として栽培できないとか可能性を考えているっていう部分で、ぶどうについてはワイナリーさんが 100%買っていただけるというものです。一応ワインの製造までしていただいて、製造経費とかまったくかからずにあくまで井上ワイナリーさんはぶどうを仕入れる。で、一応できたワインを販売を卸値でもし地域がお求めでしたら販売できると。町としては公社をつうじて観光産品としてだいたい 1,500 円くらいとか今のところの想定価格ですけど、1,500 円ぐらいで購入して今現状土佐ワインというワイナリーさんが作られているワインが 1 本 3,000 円なので、その価格帯で町内で販売できればお土産の産品の一つになるんじゃないかなっていう。5 年位の長い計画です。ですので、現状本当にここでぶどうがつかれるのかどうかを感じる段階ですので、まだ大きい圃場を作ってどうこう。っていうとこまではまだ出てないです。ワイナリーさんとは肉の関係でジビエとか牛肉とか今、試作でジビエの方で缶詰を作ってもらっているんですけど、ワイン煮の缶詰とかを販売するような食の連携とかを全体的にやっているの、ぶどうだけとかいう話ではございません。農業としての収量については一番最後のページにあるんですけど、反辺 250,000 なんですよ。なんで、本当にこれでごはんを食べていこうというのはできないかと思います。で手入れとか、そういった経費手間のことを考えるとゆずとかよりちょっと少ないくらいの感じかなというところですね。ただゆずと違うのは梶原の名前がでるものになっていくので。今馬路村さんと協定を結んでいるゆずはいくら梶原でつくっても、馬路村のゆずポン酢になっていくっていうそういうこともありますので、梶原の名前のついたものを作りたいというのも町長の思いの中にもどうもあるみたいです。取組状況としてはぶどうについては今そういう状況でございます。地域の方に今すぐつくってくださいっていう段階までに今なっていない。なんの木を植えるのかっていうのを検討している状況です。ワインの状況は以上なんです、何かご質問がありましたら。今ワイナリーさんは山梨にぶどうを持って行ってワインを作られてますけど、今年の 12 月くらいに手結かな？の方に工場はワイナリーさんが作られる。これは県との連携でやられているそうなので、うちの方も須崎振興センターとかにもちゃんとはいってもらって、指導もうけながら、井上ワイナリーさんの方の栽培技術っていうのもありますので、一応社外秘なんで 6 月 3 日に協定を結ばせてもらったんですけど、お互い情報を共有しながら進めていきたいと思いますという協定は結ばせていただいています。

会長	県内でぶどうを栽培しゆうとこあるが？
事務局	一応ワイナリーさんがご自身運営されているっていう部分では稲生と手結と山北のもともと石灰の方の事業をやられている石灰岩のあるところで一応圃場として今やられていて、ワイナリーさん自身は一般販売のワインは一切してなくて、まだそこまで生産量がないので、会員制の会をつくられてまして、そこが一口 6,000 円という会費でそれに年間 2 本のワインをお返しするっていう制度で一応ワインを製造しています。ワイナリーの社長もこれでしたけど、社長も本業の方とは別に地域と何か連携できることをということで石灰岩ならワインじゃないかな、じゃあぶどうを栽培しようということから始まったようで、今も一応別会社化して取締役とか別の方をつけて一応やってます。6 月の方で●●の方も圃場の方にお邪魔して県の技術員 2 人と行って、こういうふうな栽培方法とか技術の部分は一応教えてもらいながら、うちの方ではどういうタイプがいいのかなと検討しているところです。
高橋委員	ワイン用のぶどうっていうのがあるが？
事務局	そうです。ワイン用のぶどう。生食用ではないので、食べると酸っぱいようです。どうしても雨の量が多いところはあまりよくないということもあるみたいなんですけども、九州の方の品種であつたりとかは割といいのがあつたりします。ただ味にこだわらないと。今までワイナリーさんの方もどちらかというと地域さんの山ブドウをかけあわせたシャルドネとかワイン品種等をくっつけて地域貢献したいということであつてちょっと特殊なワインをやられてたみたいなんですけど、今回梶原とのやつは料理にあつたワインを作りたいっていうのもあつて、今まで取扱いしてきた品種ではないのものをやろうかっていう話で、品種を選定するところから始めさせてもらってはいます。最終的に皆さんに味とかも行政の方で県の人もよんだりとかしてやったんですけど、最終的には今土佐ワインさんがやられている品種に近いものが一番気候にも生産量とかもあうんじゃないかなっていうのが今一番第一有力候補になっています。味も一番そこが人気がありましたので。
高橋委員	津野町でぶどう作りゆう人もおるけんどね。ハウスで。獣害とかの関係も。どんな形で梶原でできるか。
事務局	今検討しているのは棚ですね。建てたやつに傘かけてっていう。いうならば完全なぶどう狩りとかでよくやるタイプの棚をつくってそれにはわしての雨よけをつけてっていうタイプにしたほうがいいだろうと考えています。仲久保を断念したのは最近サルの被害が多いっていうことで、その防獣考えていたらちょっと膨大なお金になるんじゃないかなっていうのと、住吉の方は日当たりと人家が近くにありますが、鹿の被害とか少ないのかな。まあ鳥

	の被害は結構出ると思うのでその対策はしないといけないと。
森田委員	ハウスを建てるわけじゃない？
事務局	ハウスは考えてないです。販売価格の部分もそんなに大きい金額じゃないので。投資はそこまでちょっとできないので。
森田委員	どっかのあいちゅう使こうてないとこを借りてやるとか。
事務局	そこに至るまだちょっと1歩手前ぐらい。どっか誰か借りてやれるような品種、この品種やったら収量がこれだけあれば確実にこのお金で井上ワイナリーさんが買ってもらえるのでどうですかねっていうのを提案、住民の方とか遊休農地の活用とか提案できるようなものを作りたいっていうのが僕ら担当レベルの話なので。その先までもっていけたら。ただ、畜産公社に今ぼんと放り投げてみたぶんようしないので、まずは1年ちょっとこっちの方で研究をしながらやっていって、畜産公社の牛の肉っていうのと連携しながら畜産公社の収益。今からたぶん収益がすごくでるので、収益の使い元としてこういうワインであったりとか堆肥センターとかそういうところにもっていきこうというのが畜産公社の考え方で。マイナス部門を持つのが今の課題なってます。収益出ても使い先がないので。お給料とかに還元できるわけではないので。そういう負の部分を持っていくところのひとつかなっていうのがこのワインの話でございます。何かご質問は他に。まだ議題にするのが何もない状況ではあるので
会長	まあ様子見るしかないわね。
事務局	そうですね。ワイナリーさんも今までやってきたこととは違うのでどんなふうに一緒にやれるかなというところ。結構住民の方の直接的な声もあります。自分の方にもありますし、ワイナリーさんの方に直接かけられた方もいらっしゃったようで、それも1つ1つ説明して、ご理解いただくようにしていただけてます。ぶどうを通り越して、ワインをつくるらしいっていう話が先に行きゆうので、うちとしてはぶどうづくり。
委員	決定？
事務局	そのできたらワインまでいくんですけど。ぶどうが育たなければというか、環境がもう無理という判断になったらそれはもう1回撤退します。もう無理に広げてもしようがないので。 という一応取組事業です。あと、もう1つ事務局の方からです。すみません。営農意向調査に取り組もうというチラシを構えさせてもらっています。昨今会長とか女性部会とかで話はよくでてるんですけども、人農地プランの実質化ということで、もともとどこの市町村も農政の担当がやっている人農地プランというプランがあるのですが、それを農業委員会が実施化してやっていこうということをここ3月くらいからずっと説明会があるたびにこの話を農

業会議がしています。簡単に説明しますと、国会でやりなさいと決まりましたのでやりなさいというのが1つと、5年後皆さん自分の土地をどうしますかという意向調査をしてそこで座談会を開いて、農地へのやられる方へ農地を集約化していくっていう作業を推進委員さんたちに担っていただきたいというところなんです。具体的に何するかっていう話になるとこの分で行くとページがとびとびになっているんですけども、5ページに今後の農地のハウス意向アンケートっていうのがあるんですけどもこういうアンケート調査をやって、その結果を踏まえ座談会をしていってほしいと。これは実は実施事項でやらんといかんていうのがあるんですが、これ一昨日郡の農業協議会があった時にも県の農業会議さんの事務局がきちったので、ちらっと話はしたんですけども。うちは日当制で徴収型の報酬を払ってる状況のなかで、こういう作業をみなさんに自由にしてくださいっていう話がちょっと正直で কিনなというのが事務局サイドは今思いゆうなど。農地パトロールのように出勤簿で調整しながらやるっていうのが1つはあると思うんですけどもよその市町村の農業委員さんとか推進委員さんとかの活動を見ると、みなさん結構自主的にいろんなところに訪問にいったりとか、このアンケート配るのは事務局で郵送でば一つと配ったりするんですけども、訪問活動とか座談会を開いての座談会の場にでていただく、場所の設定なんかはこっちで事務局がやるとしてもですね。そういったことをしていただくのにあたって本当に日当制の今の制度でいいのかなとちょっと町長には投げかけたいと思っています。これは本年度来年度にやりなさいという話はあるんですが。アンケート自体は実は農振農用地の意向調査っていうのをアンケート調査する予定にしていまして、ほぼ同じ内容に近いことがおきるので、何枚も何枚も農業委員会から農政係からって同じアンケートが農家さんに行くのは非常に迷惑をかけると思いますので。これも様式が決まっているわけではなく、これも案なので、梶原町にあったアンケート様式に変えてアンケート調査自体は役場の方で執行したいと思うんですが、座談会とかの部分についてはまた調整しながら地区を絞って取り組みをなんとかしないと。取組をしないといけない事項になりましたので。やらないといけないと考えてはおります。それに付随してですね。農業委員会の活動についての活動簿っていうのは去年とかも配らせてもらったと思うんですが、8ページに活動簿っていう横表をちょっと作ってみましたけども。何日に何をしたっていうのを書いてもらうもので、今皆さんには徴収型で来ていただいて、集まっていたいた時に報酬が発生しているので正直活動簿っていうのは今うちのほうで管理をさせてもらっているような状況ではあるんですが。いわゆる推進委員さんのやらないといけないこととか農業委員会の委員さんがやらないといけないこと

ってというのがこの横表の中にモーラされていましてこの黒い太字の枠で囲っているところがそのさっき言ったアンケートをしたりとかっていう根拠になる部分です。話し合いをしてくださいとかあともし貸したいという人がおらんかとかいうのを調べて回るとか中間管理機構の間を取り持ちをしたとかいう話をやっていく。これが法律の6条2項に基づく業務ってということで推進委員さんこれやらないといかんよってというのが法律でさだめられている部分ではあるんです。かといってこれができるんかって言われてもなかなかできん部分があるのは現状です。なんでこれつけんといかんですかってというのは農業委員会の見える化っていう話で、たぶん他の農業委員会の委員さんって月給制でもらっていて、その一か月何しているかわからないっていうのが結構おきてるようなんですよ。もう1つはそういう何しているのかわかんないっていうことで、こういう記録を付けて農業委員さんちゃんと活動してますよっていうのを広く知らしめるっていうことと、もう1つ農業委員会交付金というお金がでる制度が実はありまして、それを市町村さんがもらえませんかという話をよく農業委員会さんが今僕らに話をしてくれるんですけども。そこは月給5万円に関して10日間こういう活動したので、10日間に向けて6,000円の定額の上乗せであったりとか10日のうち実際の農地に集約化した実績が発生したらその実績に合わせて、何万円プラスするっていう報酬制度みたいな制度がありまして、今まで月給でやってもやらんでも同じ金額やったのが実績とか活動によってそういった上乗せされるのでそういう補助金とりませんかというのを全市町村の農業委員会さんに今アプローチされているっていう根拠にもなるっていうところです。うちはいま日当制にしているのでどうしようもないですよ。出て活動していただいた分だけお金が払っているようなかたちなので。ちょっとそこのへの整合性も全国とはちょっとずれるような状況になっていますのでそこの辺の整備もしないとみなさんにこれを一生懸命やってくださいっていう事務局側からも正直言いづらいっていうのは。条例規則で言うとうちから徴収命令がないと報酬が払えんという形に確かになっていたと思うので、何月何日にここへ行きなさいという基本的には指令をして行ってもらって初めて報酬がでるみたいなことになりますので、ちょっとそこもどうなのかなと。これはちょっと問題点のご相談みたいなどこではあるんですけども。最後のページにこれも以前見せていただいた、示させていただいた、人農地プランのスケジュールということで、ここは皆さんにどうこうっていうところではないのでこちらのほうで事務局というか農政係が動かす案件なんですけどもこういうことしならがアンケート調査して来年度にはこういうふうに話し合いとか取りまとめとかも継続的にできるようなかたちをとりなさいということに

	はなっています。ただ正直できると思えません。この人数。事務局の頭数で。法律でやらんといかんという話になっているので一応実施できるように話はしていきますけども、あとは町長の方の判断あおいでいくしかないかなと思います。
会長	今事務局から話がありましたように法律が改正されて農業委員会も確実に方できめられました。そういう関係で財源がやっぱり _____ やらんと県外どうしても _____ 限界がある。議会からいろいろつつこんでいただいたら非常にいいのかなと思いますし、みなさんからも町長・執行部に対してそういう現状を言っていただかないといかんかなと思います。 委員さん3人に対して検討して次期に改正できればという話がありますが。3人の身内の関係の議案が出てきたときは審議ができませんので。来年の任期が切れるまでは議題にあげても結論を出すことができないというのは実際の問題としてある。たまたま今きてないですけども、もし森田議員のお父さんが農地をこうしたいと言ったときに、ここでは審議できない。というのは本人関係ありますので、退席ですよ。そしたら審議する人が一人しかいない。そしたら審議にあたらない。
事務局	実質農家として認定農業者方なのでたとえばさっき言っていた農地集約対象者になります。農地をあつめる対象者。森田議員にたとえば越知面で田んぼがちょっと荒廃していきゆうので田んぼを請け負ってくれやっという話が集まって推進委員さんたちがすすめて持って行ったときに、じゃあうけますっという話で審議したら審査通らん。なのでこっちで法律で進めろっという話をうちの農業委員会ができないっというそういう矛盾がすでに起きている。谷川さんについても利用権の設定とかやろうとしてここにかけようとしたら本人案件になるので完全にアウト。
会長	もしこれが5人以上おれば1人いなくても後の4人で協議してOKができれば問題ないです。今はこれができない状態です。たまたま今そういう案件がでてないけどもしこれがでてきたら人数が増えない限りは、委員さんでおろうちは永遠に。という事実がある。
事務局	取得もそうですし売りたい買いたい5条案件4条案件、全部アウトになるので。
谷川委員	家族でも？
事務局	家族だとだめなんです。家族じゃなかったらかまんがですけど。自分に関わるもの貸し借りに関わるもの全部引かかるので。
会長	法律で決められちゃう。審議にはいれんのはね。そこも強くいうけれど任期中は定数変えれないという法律がみつめられるので。来年の4月まではこのままで。現状としてももしそういう問題が発生したら、申し訳ないですけど

	も、うちはわるくないですけども。たとえば嫁さんの関係で、もしなった場合には個人的に_____関係することがあるので、ここで議論はできるけど、審議はできん。
事務局	県の方とかに何かあげて審査していただくとか手段があるのかもしれませんが。ちょっとそこまではようまだ確認はしてないですけども。
会長	町の決定書とか意見書を出す？
事務局	意見書を出す。でも意見書の審議がとれない。会長の個人の会長名でだすとかっていう意見書ってことになるので、多分農業委員会の意見にはならん。会長個人名の個人の案件の意見書っていうかたちにもしその意見書としてだすんですよ。うちが。 あと最初に説明させていただいたいろんな相談案件なんですけど、正直今窓口でその法律的な話とかのことで話ができるのは自分しかおらん。中越も話は聞いても判断は当然できないので。だと農業委員会だけがやっているわけではないので。住民の方がアポイントをとってじゃないとこれないっていう、もうそこですでに起きているので、それが常時なんですよ。たまにじゃなくて連絡をじゃなくて、来ても本当に対応できない状況になってますので、そこの住民サービスもそうですし、正直右見ながら左にすすむっていうことはできないので、兼務辞令できている以上はそれでいいんだっていう辞令がおりているので、兼務なのでこっちやりながらこっちやれっていうことなので。住民サービスのことも考えればこんな問題案件が最近出てきて過去のいろいろ整理しないとイケない中でこんなんでいいんですかっていうのはさいさん訴えてはいるんですけども。
会長	もし、職員がおらんだったら局長はどうでしょう？
事務局	局長もおらんですね。
会長	おれば、一番偉い人やき。
事務局	そこも兼務者になってっていうのも問題だと思います。うちの体制のこともあって全体的な人事のことと思うんですけども先日の佐川町なんかは参事クラスの人が事務局長で、課長と別の立ち位置の方が兼務をされていて、専従の書記がおると。いうことのかたちで対応している。うちは基本的に全員が兼務になっているので。
高橋委員	町民からしたら関係ない
事務局	町民からしたらそんなの関係ないっていう話なんで。けどうちとしても2人いないので。ごめんなさい時間がなくて申し訳ないですとしかいいようがないので。当然住民の窓口は誰もいなかったら困るっという案件で人が構えられているんですけども。うちは重要な案件じゃないんで人がいなくていい

	いう判断で町民の方からみられると思うので。それでいいんですかって担当としては話続けるしかない。一応口頭でやりとりすると何かしら問題があるので全部文章で町長には話は持って行ってます。過去3回以上はやってますので、何か住民トラブルが発生した時に「対応してくれなかったじゃないかや。」っていわれても一応町長には案件としての話をあげていく結果こういうサービスしかできませんという回答になりますよということにはなると思います。それはもう課長も通して話しています。ちょっと。なんとか自分がしんどいのはいいのですが後任のものがもっとしんどくなると思いますので、ある一定の組織作りはしておいた方がいいとおもいます。
会長	それぞれ課題がありますが、現実としてなんとかクリアしていきゆう話ですけども、早い話が_____県内でもうちくらいじゃないかなと。本来は持ち出し_____のない案件が実際はとれないというか。本当は農業委員会が知っていないといけないのに、はっきりこれっというのができていないという現状が非常につらい。時間がだいぶすぎましたが他になければ次回の8月の予定開催を決めさせていただきます。
事務局	だいたい4週目くらい5週目くらいで動いているんですけど、22,23,26と自分がいないのでできれば21か28くらいかな？月末までひっぱると案件のこともあるから。議会の関係は翌週くらいになると、まだわかってない。とりあえず21日。じゃあ一応今の予定では8/21で。ちょっとまた他の日程と調整してご連絡をさせていただくようにします。
森田委員	時間は9時ですか？
事務局	朝の方がいいですか？収穫時期とかその関係でお昼からとかは？じゃあ9時からで。
会長	そしたら次回は8/21水曜日9時からということで。そしたら以上で7月会を終わりたいと思います。ありがとうございました。
	議 事 進 行 役 会 長： 山本 正澄 署 名 議 員 委 員： 森田 呂弥 委 員： 谷川 恵美